

申請書等の性別記載欄の見直しの対応状況について

山形市が様式を定める申請書等における性別等個人情報の取扱いについては、法令等に定めがある場合や業務上支障がある場合を除き、性別の記載を不要とする旨、平成31年2月18日付けで通知を行い、見直しが可能なものは平成31年4月1日をめどに改正を行うこととし、令和元年8月にはその対応状況について調査を実施しております。

前回調査（令和元年8月）から1年が経過することに伴い、各所属における見直しの対応状況を把握するため、対応状況調査（2回目）を実施しました。調査結果については、以下の通りです。

1 調査の概要

- （1）調査期日：令和2年8月末現在
- （2）調査内容：見直しの対応状況・対応年月・未実施の場合は対応予定年月

2 調査対象

- （1）平成30年度調査において「性別欄削除 可」とした申請書等のうち、令和元年8月の調査時点で、対応が「未実施」であったもの …… 56件
- （2）上記（1）の他、令和元年8月の調査以降に、山形市が新しく様式を定めたもののうち、性別記載欄を設けている申請書等 …… 0件

3 調査結果（令和2年8月現在）

性別欄の記載がある申請書等 56件

{	削除不可	4 件	(法改正により削除不可へ変更・見直し対象外)	
	削除可	52 件		
	└ 見直し対応状況			
	{	見直し実施済み	45 件	(86.5%)
	{	未実施	7 件	(13.5%)
	内訳) 実施予定年月			
	・	4 件	2020 年 11 月	(様式規定の細則を他事業と併せて改正)
	・	3 件	2024 年 1 月	(次期基幹システムへの移行に合わせて見直し)

4 平成30年度からの性別記載欄見直し対応状況まとめ

性別欄の記載がある申請書等 152件

{	削除不可	37 件		
	削除可	115 件		
	└ 見直し対応状況			
	{	見直し実施済み	108 件	(93.9%)
		未実施	7 件	(6.1%)

未実施7件についても見直し時期が決定していることから、今回調査をもって対応状況調査は終了としますが、法令等の定めにより性別記載が残された申請書等についても、性の多様性に関する理解促進・配慮の観点から、引き続き性別記載欄削除に向けた検討を続けてまいります。